

I P 通信網サービス契約約款（OCN） 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

[\(令和6年6月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款（OCN） 別冊(ドットフォンサービス)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1～2（略）	（略）
3 第2種ドットフォン契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
4 第2種ドットフォン契約者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 と第2種ドットフォン契約を締結している者
5～8（略）	（略）
9 第2種ドットフォン利用回線	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款に規定される回線であって第2種ドットフォン契約に係るもの
10～12（略）	（略）

第2章 ドットフォンサービスの種類等

第3条（略）

[\(令和7年7月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款（OCN） 別冊(ドットフォンサービス)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1～2（略）	（略）
3 第2種ドットフォン契約	NTTドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
4 第2種ドットフォン契約者	NTTドコモビジネス株式会社 と第2種ドットフォン契約を締結している者
5～8（略）	（略）
9 第2種ドットフォン利用回線	NTTドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款に規定される回線であって第2種ドットフォン契約に係るもの
10～12（略）	（略）

第2章 ドットフォンサービスの種類等

第3条（略）

～2023年6月30日	2023年7月1日～
(ダイヤルアウト) 第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。 ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。 (1) (略) (2) 発信先 A 加入電話等設備 B I P電話設備 C 料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域 (注) (略) 2 前項の規定にかかわらず、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者（国際電話利用機能の提供を受けている場合を除きます。）に限ります。）は、料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域へのダイヤルアウトを行うことができません。 第3章～第5章（略） 第6章 通信 第28条～第30条（略） （料金適用上必要な事項の測定等） 第31条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。 (1) ダイヤルアウトに係る接続時間 (2) 加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への接続時間 (注) (略)	(ダイヤルアウト) 第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。 ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。 (1) (略) (2) 発信先 A 加入電話等設備 B I P電話設備 C 料金表第1表（料金）2-2-5のイに規定する地域 (注) (略) 2 前項の規定にかかわらず、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者（国際電話利用機能の提供を受けている場合を除きます。）に限ります。）は、料金表第1表（料金）2-2-5のイに規定する地域へのダイヤルアウトを行うことができません。 第3章～第5章（略） 第6章 通信 第28条～第30条（略） （料金適用上必要な事項の測定等） 第31条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。 (1) ダイヤルアウトに係る接続時間 (2) 加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）2-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への接続時間 (注) (略)

～2023年6月30日	2023年7月1日～
第7章 第32条（略） （ダイヤルアウト通信料の支払義務） 第33条 ドットフォン契約者は、そのダイヤルアウト（ドットフォン契約者が共通編別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。 ただし、そのダイヤルアウトについてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合又は料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2（略） 第8章（略） 第9章 責任の制限 （責任の制限） 第35条 当社は、共通編第44条（責任の制限）に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間（特定卸事業者の提供区間を含みます。以下同じとします。）と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合（ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。 ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがD S L回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。	第7章 第32条（略） （ダイヤルアウト通信料の支払義務） 第33条 ドットフォン契約者は、そのダイヤルアウト（ドットフォン契約者が共通編別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。 ただし、そのダイヤルアウトについてNTT ドコモビジネス株式会社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合又は料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2（略） 第8章（略） 第9章 責任の制限 （責任の制限） 第35条 当社は、共通編第44条（責任の制限）に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間（特定卸事業者の提供区間を含みます。以下同じとします。）と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合（ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。 ただし、NTTドコモビジネス株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者がNTTドコモビジネス株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがD S L回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
2～3（略） 第10章（略） 料金表 通則 （利用料金の設定） 1 ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。 ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりそのエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。 2～14（略） 15 14 に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。 （注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。 （1） 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 料金表第1表（料金）第1（利用料金）の1（第1種ドットフォン契約に係るもの）の1－2（料金額）の1－2－5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）及び3（第3種ドットフォン契約に係るもの）の2－2（料金額）の2－2－5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金 （2）～（3）（略） 16（略） 第1表 料金 第1 利用料金 1 第1種ドットフォン契約に係るもの	2～3（略） 第10章（略） 料金表 通則 （利用料金の設定） 1 ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。 ただし、NTT ドコモビジネス株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりそのNTT ドコモビジネス株式会社、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。 2～14（略） 15 14 に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。 （注）当社が別に定める内容は、次のとおりとします。 （1） 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 料金表第1表（料金）第1（利用料金）の3（第3種ドットフォン契約に係るもの）の2－2（料金額）の2－2－5（ダイヤルアウト通信料）のイ（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの）に規定する料金 （2）～（3）（略） 16（略） 第1表 料金 第1 利用料金 1 第1種ドットフォン契約に係るもの

～2023年 6 月30日

2023年 7 月 1 日～

1－1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金） <u>1－2－5</u> のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。 （注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款（O C N）共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。 イ～ウ (略)
(4)～(9) (略)	(略)

1－2 料金額

1－2－1～1－2－3 (略)

1－2－4 付加機能利用料

区 分			単 位	料金額
050あんしんナンバー転送等機能2	(略)	(略)		—
	備考	1～3 (略) 4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表（料金） <u>1－2－5</u> のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。 5～11 (略)		

1－2－5 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア)～(ウ) (略)

1－1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金） <u>2－2－5</u> のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。 （注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款（O C N）共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。 イ～ウ (略)
(4)～(9) (略)	(略)

1－2 料金額

1－2－1～1－2－3 (略)

1－2－4 付加機能利用料

区 分			単 位	料金額
050あんしんナンバー転送等機能2	(略)	(略)		—
	備考	1～3 (略) 4 転送機能に係る通信については、第4条の規定にかかわらず、料金表第1表（料金） <u>2－2－5</u> のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。 5～11 (略)		

1－2－5 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア)～(ウ) (略)

～2023年 6 月30日	2023年 7 月 1 日～																
(工) I P 電話設備のうち、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの <table> <tr> <th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに</td><td>8 円 (8.8円)</td></tr> </table> (オ) (略) イ 削除 2 第 3 種ドットフォン契約に係るもの 2－1 (略) 2－2 料金額 2－2－1～2－2－4 (略) 2－2－5 ダイヤルアウト通話料 ア イ以外に係るもの (ア)～(ウ) (略) (工) I P 電話設備のうち、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの <table> <tr> <th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに</td><td>8 円 (8.8円)</td></tr> </table> (オ) (略) イ (略)	単 位	料 金 額	1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)	単 位	料 金 額	1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)	(工) I P 電話設備のうち、NTT ドコモビジネス株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの <table> <tr> <th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに</td><td>8 円 (8.8円)</td></tr> </table> (オ) (略) イ 削除 2 第 3 種ドットフォン契約に係るもの 2－1 (略) 2－2 料金額 2－2－1～2－2－4 (略) 2－2－5 ダイヤルアウト通話料 ア イ以外に係るもの (ア)～(ウ) (略) (工) I P 電話設備のうち、NTT ドコモビジネス株式会社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの <table> <tr> <th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに</td><td>8 円 (8.8円)</td></tr> </table> (オ) (略) イ (略)	単 位	料 金 額	1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)	単 位	料 金 額	1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)
単 位	料 金 額																
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)																
単 位	料 金 額																
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)																
単 位	料 金 額																
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)																
単 位	料 金 額																
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8円)																